

トピック1：「業務報酬基準の改正に向けた設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」の結果概要と今後の流れについて

**概要**：国土交通省より、2022年5月30日～8月12日に実施した「業務報酬基準の改正に向けた設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」（住宅局）の結果について概要が示されるとともに、「今後の検討委員会の進め方（案）」（住宅局）、「官庁営繕関係の設計・工事監理業務における業務量の実態調査へのご協力をお願い（9月16日付）」（営繕部）が配布されました。

■実態調査の概要からわかった課題

- ・アンケートの回収率が前回46.1%に対し、今回30.0%と低下している。  
対象サンプル数は、前回5,802件、今回3,640件と件数も減少している。

※注：業務費の適正化については、各団体から国土交通省へ申し入れを行っており、そのプロセスとしてアンケートが実施されています。会員の皆さんはアンケートの協力依頼があった際、必ず回答を行うようにして下さい。

■今後の流れ

- ・今後、「官庁営繕関係の設計・工事監理業務における業務量の実態調査」（営繕部）についても同様のアンケートが実施される予定になっておりますので、国土交通省から依頼があった際、対象のプロジェクトをお持ちの会員の皆さんは必ず回答を行うようにして下さい。

トピック2：工事請負契約約款（民間（七会）連合協定工事請負契約約款）の改正について

**概要**：民間（七会）連合協定工事請負契約約款委員会より、工事請負契約約款の改正について連絡がありました。

今回の改正内容

- 危険な盛土等の発生を防止するため建設発生土の搬出先等を明確化
- 反社会的勢力排除のさらなる徹底を図るため暴排条項を充実

**約款改正日**：令和5年（2023年）1月1日  
（改正約款販売開始日1月10日以降）

---

### トピック 3：「住宅省エネルギー性能証明書」の発行について（国土交通省より）

**概要**：令和4年度税制改正による住宅ローン減税において、特定エネルギー消費性能向上住宅（ZEH水準省エネ住宅）及びエネルギー消費性能向上住宅（省エネ基準適合住宅）については、新築取得等を行った場合の住宅ローン税額控除の特例（住宅ローン減税の借入限度額の上乗せ措置等）の対象とされました。

上記借入限度額の上乗せ措置等の適用にあたり、これらを証明する書類として「建設住宅性能評価書」のほかに、「住宅省エネルギー性能証明書」が必要となります。「住宅省エネルギー性能証明書」は建築士等が発行できることとしており、「特定エネルギー消費性能向上住宅及びエネルギー消費性能向上住宅の新築取得等をした場合の住宅ローン税額控除の特例並びに特定エネルギー消費性能向上住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第16項及び第17項の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」（令和4年5月20日）による周知がなされています。

**留意事項**：建築主からこのような依頼あった場合、今回の制度を理解し、適切に対応してください。

**補足**：国土交通省ホームページ「住宅ローン減税」  
[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000017.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html)

---

### トピック 4：「建築BIM加速化事業」に関する説明会の実施等のご案内について

**概要**：国土交通省住宅局建築指導課より、令和4年度第2次補正予算で実施する建築BIM加速化事業について、説明会を実施することとしたので、補助金の活用をご希望の方は是非ご参加ください、との連絡がありました。

■説明会は、以下の日時にWEB形式により実施されます。

- ・ 12月21日（水）10：00～11：00
- ・ 12月26日（月）15：00～16：00

※注：説明会参加には、以下のURLで事前登録を行う必要があります。  
登録後、説明会のURL等をメールにてご連絡いたします。

<https://forms.office.com/r/ngQ1sQew7y>

**補足**：JIA本部HPの記事欄にも記載がありますので、併せて御参照下さい。

(以上)